

宮 監 査 発 第 2 0 号  
令和 5 年 1 2 月 2 1 日

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町監査委員 新 祖 章

宮代町監査委員 川 野 武 志

定例監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を下記のとおり提出する。

記

1 監査実施日及び監査対象

実 施 日	対 象
1 1 月 1 日（水）	上下水道室
1 1 月 1 0 日（金）	税務課、まちづくり建設課、議会事務局、子育て支援課
1 1 月 1 4 日（火）	住民課、企画財政課、福祉課、町民生活課
1 1 月 1 5 日（水）	総務課、環境資源課、健康介護課
1 2 月 8 日（金）	教育推進課、会計室、産業観光課

2 監査方法

令和 5 年度事業の実施状況等について、事務が適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、提出された資料を基に担当職員から説明を受け、質疑応答形式により実施した。

3 監 査 事 項

▼全課室局（上下水道室を除く。）

- （1）歳入確保のための取組みについて
- （2）歳出削減のための取組みについて
- （3）住みよい環境づくり及び町民サービス向上に向けた取組みについて

- (4) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (5) 滞納整理及び債権管理並びにこれらに係る各課室間の連携について
- (6) 一者随意契約の内容とその理由について（10万円以上）
- (7) 物品（備品）の管理状況について
- (8) 令和5年度重点事業及び新規事業の進捗について
- (9) 第5次総合計画前期実行計画に掲げられた事業の進捗について
- (10) 町内業者への発注状況について

#### ▼上下水道室

- (1) 歳出削減のための取組みについて
- (2) 住みよい環境づくり及び町民サービス向上に向けた取組みについて
- (3) 事務の合理化及び効率化への取組みについて
- (4) 県内同規模自治体との経営状況、事業概況の比較分析について
- (5) 近隣市町との上下水道料金の比較分析について
- (6) 固定資産管理台帳について
- (7) 施設の更新計画について
- (8) 企業債の償還状況について
- (9) 有収率向上のための取組みについて
- (10) 一者随意契約の内容とその理由について（10万円以上）
- (11) 物品（備品）の管理状況について
- (12) 町内業者への発注状況について

#### 4 監査結果

監査事項について審査したところ、いずれの事務事業においても、概ね適正かつ効率的に行われており、順調に実施されていると認める。しかしながら、物品（備品）の管理状況について、令和3年度に改正された宮代町財産規則（昭和62年宮代町規則第6号。以下「規則」という。）に反する不適切な処理が以下のとおり一部に見受けられた。これらについては、今後の改善が必要と認められる。

○物品を取得したときは会計管理者に通知しなければならないにもかかわらず、通知していなかった。（規則第34条関係）

○備品には標示を貼付しなければならないにもかかわらず、貼付していなかった。（規則第37条関係）

○借受物品について、借受物品出納簿を作成しなければならないにもかかわらず、作成していなかった。（規則第46条関係）